

資 料 1-1

施 策 の 概 要

「健康日本21」の推進

「国民健康づくり対策」(第1次:昭和53年～、第2次:昭和63年～)	老人健康診査体制の確立、市町村保健センター等の整備、健康運動指導士の養成等の国民の健康づくりのための基盤整備を推進
「健康日本21」(平成12年～10カ年計画)	21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的に、具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等をはじめとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促す。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○1次予防の重視 ○健康づくり支援のための環境整備 ○目標等の設定と評価 ○多様な関係者による連携のとれた効果的な運動の推進
国の取組	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全国的な推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○健康日本21推進本部 省内横断的に施策を展開することを目的に、事務次官を本部長として設置 ○健康日本21推進国民会議 広く各界関係者の参加により国民的な健康づくり運動を効果的に推進していくことを目的に設置 ○健康日本21推進全国連絡協議会 「健康日本21」に賛同する健康づくりに関連する関係団体により構成 2. 多様な経路による普及啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページを活用した普及啓発 厚生労働本省及び(財)健康・体力づくり事業団のホームページにより「健康日本21」を始めとする健康づくり施策等を情報提供 ○健康日本21全国大会 全国の健康づくりに関する団体等の参加のうえ、情報交換等を行うとともに、幅広い参加者へ健康づくりに関する情報の発信を行い、「健康日本21」運動の輪を広げていくことを目的に開催 ○健康増進普及月間 健康に対する国民一人一人の自覚を高め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、毎年9月を健康増進普及月間とし、種々の行事を展開 <ul style="list-style-type: none"> (参考)食生活改善普及月間(毎年10月) 生活習慣病予防週間(毎年2月1日～7日) 3. 地域等における地方計画の策定等に対する技術的支援 <ul style="list-style-type: none"> ○「健康日本21」実践の手引きの作成 ○「健康日本21」地方計画事例集の作成 ○地方計画策定の円滑な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県計画～全都道府県で策定済 ・市町村計画～1,222市町村(約4割)が策定済(平成16年7月1日現在) ○健康日本21評価手法検討会報告 4. 調査研究の推進及び人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康・栄養調査による実態把握 ○健康科学総合研究事業等による各分野の研究を推進 5. 各種保健事業の連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○地域・職域連携共同モデル事業の実施 ○都道府県単位での保険者協議会の設置

健康増進法の制定

経緯	「健康日本21」を中心とする国民の健康づくり、疾病予防を更に積極的に推進する法的基盤を整備するため、医療制度改革の一環として、平成14年7月に制定され、平成15年5月1日に施行(健康診査等指針については、平成16年8月1日に施行)。
法律の概要	<p>1. 基本方針及び地方健康増進計画(第7条及び第8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を定めるものとする。 ○ 都道府県は、国の基本方針を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとする。(義務) ○ 市町村は、国の基本方針及び都道府県計画を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。(努力義務) <p>2. 健康診査等指針(第9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査等指針を定めるものとする。 <p>3. 国民健康・栄養調査等(第10条～第16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。 ○ 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病等の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。 <p>4. 受動喫煙の防止(第25条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。 <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村による生活習慣相談等の実施、都道府県による専門的な保健指導の実施 ○ 特定給食施設における栄養管理 ○ 食品の特別用途表示、栄養表示基準等

個別分野の施策

栄養・食生活	<p>栄養・食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く、また、生活の質との関連も深いことから、健康・栄養状態の改善を図るとともに、人々が良好な食生活を実現するための個人の行動変容、及び「食育」等により個人の行動変容を支援する環境の確保が必要である。</p> <p>目標は、適正な栄養状態、栄養素(食物)の摂取、適正な栄養素(食物)の摂取のための個人の行動及び個人の行動を支援するための環境づくりについて設定する。</p>
施策の概要	<p>1. 科学的根拠に基づく栄養施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民栄養調査の実施(～平成14年)、国民健康・栄養調査の実施(平成15年～) 国民の健康状態、栄養状態を把握するために調査を実施し、毎年概要及び報告書を発表しており、国及び各地方自治体においては、本調査の結果を踏まえて栄養施策を展開している。 ○健康・栄養に関する調査研究の充実 科学的根拠に基づく栄養施策を推進するため、健康・栄養に関する調査研究を実施している。 ○日本人の食事摂取基準の策定 昭和45年から「栄養所要量」として策定し、5年ごとに学術誌等の文献の系統的レビューを行い改定を行っている。国民の健康の増進、エネルギー・栄養素欠乏症の予防、生活習慣病の予防、過剰摂取による健康障害の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示すものである。平成16年の改定では、生活習慣病予防に重点をおき、新たな指標として「目標量」を示した。「目標量」を策定した栄養素は、増やすべき栄養素として、食物繊維、カルシウム、カリウムなど、減らすべき栄養素として、コレステロール、ナトリウム(食塩)である。脂質については、脂肪エネルギー比率のみならず、その質も考慮する観点から、飽和脂肪酸、コレステロールなどについても設定した。 <p>2. 栄養・食生活に関する知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食生活指針の普及啓発(平成12年3月閣議決定) 国民の健康を増進する観点から国民一人一人が食生活の改善に対する自覚を持ち、日常の食生活において留意すべき事項を「食生活指針」として厚生労働省・文部科学省・農林水産省が連携して作成し、閣議決定している。その解説要領及びパンフレット等を地方自治体や関係団体等に配布し、普及啓発を行っている。 なお、「食生活指針」は広く国民に対するスローガンを示したものであり、それを踏まえて、更に個々人が具体的な行動変容に結びつけるための啓発媒体を策定するため、本年12月には「フードガイド(仮称)検討会」を設置した。 ○食生活改善推進員による普及啓発 ボランティアによる地域に根ざした食生活改善の普及啓発活動を実施している。 ○食生活改善普及運動(毎年10月) 食生活に対する国民一人一人の認識を高め、食生活改善の実践を促すために、毎年10月を食生活改善普及月間とし、国においては重点活動の目標を定めるとともに、普及啓発用ポスターを配布。各地方自治体においては地域の実情に応じた取組を展開している。 ○健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月) WHOの「食生活、身体活動と健康に関する世界戦略」等も踏まえ、食生活に関する環境整備の方向性についてとりまとめ、国及び地方自治体において流通・小売・外食産業等関係者と連携し、食環境整備の強化を図ることとしている。 <p>3. 集団指導の実施(一次予防) 生活習慣病予防のための正しい食生活に関する知識等を普及させるため、保健所・市町村保健センター等で管理栄養士等により集団への栄養指導を行う。</p> <p>4. 健康診査の結果等に基づく個別指導の実施(二次予防) 健康診査の結果に基づき健康に問題がある者に対し、二次予防の観点から管理栄養士等が個々人の健康状態、栄養状態を把握し、個々人に応じた適切な栄養指導を行う。</p>

(続)

施策の概要	<p>5. 管理栄養士・栄養士の資質の向上、人材育成</p> <p>○管理栄養士等制度の改正(平成12年4月) 高度化・多様化する社会ニーズに対応できる管理栄養士等の養成及び業務の明確化(傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等)を行うための所要の法律改正を行った。</p> <p>○地域における行政栄養士の業務について(平成15年10月健康局長通知)</p> <p>○地域における行政栄養士の基本指針について(平成15年10月生活習慣病対策室長通知) 健康増進法の施行を受け、国、都道府県、市町村の行政栄養士の果たす役割を明確にするための基本方針を示した。</p> <p>○地域における食生活改善に向けた連携事例集の作成及び行政栄養士研修会の開催 (平成15年11月) 食生活の改善のためには、衛生部局のみでなく教育部局、農林部局等との連携が必要であることから、地域における連携事例をとりまとめるとともに、連携事例集を活用した研修会を開催した。</p>
-------	--

個別分野の施策

身体活動・運動	<p>身体活動・運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、健康づくりの重要な要素であることから、国民の身体活動・運動に対する意識を高め、日常の活動性及び運動習慣を持つ者の割合を増加させるとともに、これらの活動を行うことができる環境づくりを行う必要がある。</p> <p>目標は、日常生活における身体活動に対する意識、運動習慣等について、成人及び高齢者に分けて設定する。</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 科学的根拠に基づく運動施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○運動所要量の策定 健康を維持するために必要な運動量を示した「運動所要量」(平成元年度策定)の普及啓発を行っている。 2. 運動習慣の定着に必要な知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ○運動指針の普及啓発 運動所要量に基づき誰もが気軽に運動を行えるよう「運動指針」(平成5年度策定)の普及啓発を行っている。 3. 健康づくりのための運動実践の場の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○健康増進施設の認定 健康増進のための運動を安全かつ適切に行うことができる施設を健康増進施設として認定。 <ul style="list-style-type: none"> [健康増進施設の類型] <ul style="list-style-type: none"> ●運動型健康増進施設 トレーニングジム等の設備及び健康運動指導士等の配置 327施設 (H16.12.1現在) ●温泉利用型健康増進施設 上記の要件に加え、健康増進のための温泉利用の設備及び温泉利用指導者の配置 29施設 (H16.12.1現在) ●温泉プログラム型健康増進施設 身体測定、温泉利用プログラム提供、実践等の設備の配置及び温泉入浴指導者の配置 0施設 (H16.12.1現在)
施策の概要	<ol style="list-style-type: none"> 4. 健康づくりのための運動実践を支援する人材の養成 <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査等 生活習慣病を予防し、健康水準を保持・増進するという観点から、医学的基礎知識、運動生理学の知識等に立脚しつつ、個人個人の身体の状況に応じた運動プログラムの提供及び実践指導を行う者の養成、試験等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ●健康運動指導士 規定に定められた講習を受講し、修了後に行う試験に合格した者に登録資格が認められる。 9,733名 (H16.3.31現在) ●健康運動実践指導者 規定に定められた講習を受講し、修了後に行う試験に合格した者に登録資格が認められる。 16,191名 (H16.3.31現在)

個別分野の施策

休養・こころの健康づくり	<p>こころの健康は、生活の質を大きく左右する要素である。身体及びこころの健康を保つための三要素は、適度な「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身の疲労回復と充実した人生を目指す「休養」とされている。さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている。</p> <p>目標は、ストレスの低減、睡眠の確保及び自殺者の減少について設定する。</p>
施策の概要	<p>1. ストレスへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心の健康づくり推進事業 精神保健センターにおいて精神疾患に関する相談窓口の設置、精神保健に関する知識の普及等を行うことにより国民の精神的健康の保持増進を図る。 ○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業 地域精神保健従事者に対し、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等の心の健康問題に関する知識や対応方法を習得させるための研修会を実施する。 ○「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の啓発・研修 メンタルヘルス指針の啓発用パンフレットの作成及び管理監督者、産業保健スタッフ等に対する研修を実施する。 ○「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」に基づくモデル事業場の展開 職場の問題点の把握、「心の健康づくり計画」の策定、相談体制の整備等を行う「メンタルヘルス推進モデル事業場」を育成する。 ○心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援事業 心の健康問題で休業した労働者が復職する際に必要な職場適応の促進、職場環境の調整等の職場復帰支援プログラムを作成する。 ○職場におけるストレス対処マニュアルの作成 職場におけるストレスの現状や問題点の把握方法、ストレスの低減を図る手法等について調査研究を行い、マニュアルを作成する。 <p>2. 十分な睡眠の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりのための睡眠指針検討会報告書の策定(平成15年3月) 成人を対象として、睡眠の問題を予防・改善するための情報を7つの柱として整理したものであり、個人個人の自己選択に基づいて、本指針に示すような生活習慣の工夫が推奨され、それぞれの柱の中の各フレーズから、自らの生活の中に取り入れられそうなものを自分の生活に合わせて実践していただくもの。 <p>3. 自殺対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 【相談体制等の整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○自殺防止のための相談推進協議会事業 「いのちの電話」を中心に、相談関係機関等が参画した自殺防止ネットワークを構築し、相談体制の充実強化を図るため、相談推進協議会を設置する。 ○相談研修等活動推進事業 全国47都道府県において、「いのちの電話」の相談員の確保、資質の向上を図るため、養成研修等を行う。 ○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業(再掲) 【普及・啓発】 <ul style="list-style-type: none"> ○「いのちの日」の行事の開催等による自殺防止相談窓口の普及・啓発事業 (12月1日を「いのちの日」とし、自殺防止に係る啓発普及活動を行う。) ○「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の啓発・研修(再掲) ○「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」に基づくモデル事業場の展開(再掲) ○心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援事業(再掲) ○職場におけるストレス対処マニュアルの作成(再掲) 【研究の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ○地域における自殺の実態と対策に関する調査・研究や精神疾患の研究等 自殺の実態調査と予防対策の検討に関する研究や自殺と関連する精神疾患についての研究等

個別分野の施策

歯の健康	<p>歯の健康は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむ等による、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素である。歯科保健の分野では、生涯にわたり自分の歯を20歯以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそうという8020(ハチマル・ニイマル)運動が推進されており、この実現に向けた歯及び口腔の健康増進の推進が必要である。</p> <p>目標は、歯の喪失防止と歯の喪失の原因となるう蝕及び歯周病の予防について設定する。</p>
施策の概要	<p>歯科分野に関しては、平成12年度から地域の実情に応じた歯科保健事業の推進を目的に、8020運動推進特別事業やかかりつけ歯科医機能支援事業等を実施しているところである。</p> <p>【普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フォーラム8020の開催 シンポジウム等による歯科保健に関する最新の知見、正しい知識等の普及啓発活動を実施。 ○歯の衛生週間の実施 毎年6月4日から10日までを歯の衛生週間とし、国民に対して歯や口腔の重要性やむし歯、歯周病予防に関する正しい知識等の普及を実施。 ○全国歯科保健大会の開催 国民に対する歯科衛生思想の普及啓発を目的として実施。 ○歯科保健に関するパンフレット等の作成・配布（8020運動推進特別事業の活用） <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○8020運動推進員(8020サポーター)の育成（8020運動推進特別事業の活用） 地域において8020運動を普及し、住民主体の健康づくり運動を推進するため、中心となる人材育成を実施。 ○歯科保健医療に関する研修会の開催（8020運動推進特別事業の活用） 歯科保健医療関係者を対象に、地域歯科保健医療に関する研修会の開催 <p>【環境整備(基盤整備)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域歯科保健計画の策定（8020運動推進特別事業の活用） 地域における健康日本21の目標値達成のためのアクションプラン等の作成。 ○地域歯科保健データバンクの構築（8020運動推進特別事業の活用） 地域における歯科保健情報の提供 <p>【科学的知見の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歯科疾患実態調査の実施(6年毎に実施・次回はH17年) 国民の歯科疾患の現状を明らかにし、今後の歯科保健対策を推進するための基礎資料を得るために、全国調査を実施。 ○フッ化物洗口ガイドラインの作成 う蝕予防の有効な手段としてのフッ化物洗口法の普及を図るため、ガイドラインを作成。 <p>【研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働科学研究における研究の実施 口腔の状態に起因する各種の疾患や病態を検証し、口腔保健が全身の健康状態に影響を及ぼしている状況の科学的評価を行う口腔保健と全身の健康状態の関係に関する研究やう蝕や歯周疾患の予防技術や治療技術の評価等に関する研究を実施。 <p>【幼児期・学齢期のう蝕予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フッ化物応用(フッ化物歯面塗布・フッ化物洗口・フッ化物配合歯磨剤)の推進 ○う蝕予防に係る正しい知識等の普及、支援 ○かかりつけ歯科医機能支援事業の実施 <p>【成人期の歯周病予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歯間部清掃用具(デンタル・フロス、歯間ブラシ等)の使用についての指導、普及 ○歯周病および歯の喪失の原因となる喫煙の健康影響についての知識の普及 ○かかりつけ歯科医機能の充実による定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進 <p>【歯の喪失防止(咀嚼機能の維持)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○8020運動の推進 ○かかりつけ歯科医機能の充実による定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進

健康フロンティア戦略の推進

戦略の概要		我が国は超高齢化社会への道を歩みつつあり、10年後の平成27年(2015年)には高齢者数が3300万人に達することが予測されている。その中で、我が国が今後目指すべき方向は、単なる長寿ではなく、国民一人一人が生涯にわたり元気で活動できる「明るく活力のある社会」の構築である。本戦略は、こうした趣旨に基づき、国民の「健康寿命(健康で自立して暮らすことができる期間)」を伸ばすことを基本目標に置き、「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」の2つのアプローチにより政策を展開する。	
平成17年度行政施策の考え方		平成18年度以降、医療保険制度改革も視野に入れて生活習慣病対策等について本格実施していくこととし、平成17年度は、この戦略の初年度であることから、介護保険制度の見直しに併せて、ソフト・ハード両面にわたる基盤整備を重点的に行う。	
施策概要		<p>1. 「働き盛りの健康安心プラン」による生活習慣病対策等の推進 49億円</p> <p>(1)個人の行う「健康づくり」の支援 38億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ITを活用した健康づくりの支援 4億円 <ul style="list-style-type: none"> ・科学的知見に基づく正しい情報による自己学習ができるプログラムを開発 ・保健師等の専門家の個別支援が受けれる双方向対話プログラムを開発 ②健康づくりの「場」と「機会」の提供 2. 5億円 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の健康づくりに資するウォーキング等の運動指針の策定普及 ・都道府県栄養士会と連携して飲食店におけるヘルシーメニューの提供を促進 ・公衆浴場を活用した健康づくりを推進 ③身边に地域・職域で受けられる専門相談・指導等 31億円 <ul style="list-style-type: none"> ・健康日本21の中間評価を実施し、1次予防に係る施策の見直し・重点化 ・地域・職域の連携体制の整備 ・保険者による保健事業の共同実施体制の整備 ・受動喫煙・未成年者の禁煙等たばこ対策の実施体制の強化 <p>(2)健診データに基づく継続的な健康指導 20億円 (一部再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有効性の高い健康診査の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・最新の科学的知見に基づき、各年齢層に応じた健診項目の重点化 ・健診の精度管理、健診データの判定基準等の研究を行い、その有効性を評価検証 ○効果的な保健指導の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の予防に重点をおいた栄養指導マニュアルの策定普及 ・禁煙支援マニュアルの策定普及 <p>(3)迅速な救命救急と専門診断・治療の確保 6. 2億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民の救命参加で「時間の壁」に立ち向かうための自動対外式除細動器の普及 ○地域がん診療拠点病院機能強化事業の推進 <p>2. 「女性のがん緊急対策」による女性の健康支援の推進 83億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ①マンモグラフィーの緊急整備 ②女性特有の疾患等の診療や研究等の健康支援情報の提供システムを構築 <p>3. 「健康寿命を延ばす科学技術の振興」 322億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ①循環器疾患等の研究の推進 45億円 <ul style="list-style-type: none"> (うち糖尿病対策研究 15億円) ②第3次がん10か年総合戦略における研究の推進 66億円 ③うつ病を中心としたこころの健康問題への取組の推進 23億円 	

※ 金額は、平成17年度概算要求額